

登録商標「醗酵玄米菜食ギャバ」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 26(行ケ)10180・平成 27 年 2 月 12 日（2 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

商標の要部，商標の類似（外観・称呼・観念，誤認混同），商標法 4 条 1 項 11 号，既成語・造語，商標の利用・商標権の抵触

【事案の概要】

本件は，商標登録無効審判請求の不成立審決の取消訴訟である。争点は，原告（株式会社ヨネキチ）の有する下記引用商標と被告（株式会社マルセイ）の有する下記本件商標との同一性又は類似性（商標法 4 条 1 項 1 1 号）の有無についてである。

1 本件商標

被告は，次の本件商標の商標権者である。（甲 1）

醗酵玄米菜食ギャバ（標準文字）

- ① 登録番号 第 5 5 8 2 2 7 0 号
- ② 出願日 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日
- ③ 登録日 平成 2 5 年 5 月 1 7 日
- ④ 商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務
第 5 類 玄米又は米ぬかと野菜・大麦若葉又はクロレラを主原料とするサプリメント，その他のサプリメント

2 特許庁における手続の経緯

原告は，平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日付けで，特許庁に対し，本件商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するとして，その登録を無効とすることについて審判を請求した（無効 2 0 1 3 - 8 9 0 0 8 7 号）。

特許庁は，平成 2 6 年 6 月 2 5 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は，同年 7 月 3 日に原告に送達された。

（弁論の全趣旨）

3 審決の理由の要点

【引用商標】（甲 2）

玄米菜食

- ① 登録番号 第 4 0 0 7 1 1 1 号
- ② 出願日 平成 6 年 3 月 3 0 日
- ③ 登録日 平成 9 年 6 月 6 日
- ④ 更新登録 平成 1 9 年 5 月 2 9 日

- ⑤ 商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務
第30類 米糠と野菜を原材料とする粉末状の加工食品

(1) 本件商標

ア 要部認定

- ① 「醗酵」と「玄米」は、健康食品の原材料とその加工方法を表す語であることから、その結び付きは極めて強く、「発酵した玄米」の意味をもって、「醗酵玄米」を一体のものとして把握、認識する場合が多い。そして、「醗酵玄米」は、商品の原材料とその加工方法を組み合わせたものであるから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。
- ② 「菜食」は、「肉類をとらず、穀物・野菜の類のみを食べること」を意味するものとしてよく知られている語であり、その指定商品との関係からみると、自他商品の識別機能を全く有しないともいえないが、仮に有するとしても、極めて弱い。
- ③ ギャバ (GABA/ γ -aminobutyric acid/ガンマアミノ酪酸) は、健康食品その他の食品に配合される原材料として一般に使用され、玄米、特に発芽玄米に多く含まれる栄養素の一つとして知られ、ギャバを含有した健康食品等が市場に流通している。そうすると、「ギャバ」は、その指定商品との関係からみると、これに接する取引者、需要者は、商品に含有された栄養素であると認識するといえるから、自他商品の識別機能を有しないものである。
- ④ 本件商標は、外観上まとまりよく一体的に表され、いずれかの文字に特徴的な部分は認められない
- ⑤ 以上のとおり、本件商標のいずれの文字部分にも独立した出所識別機能があるとは認められず、かつ、識別力の点において軽重の差は見いだせないから、本件商標は、構成全体をもって一体不可分の商標を表したと認識される。

イ 外観・称呼・観念

上記アによれば、本件商標は、「ハッコウゲンマイサイショクギャバ」の一連の称呼のみを生ずるものであり、また、構成全体から特定の観念は生じない。

(2) 引用商標

ア 要部認定

引用商標は、同一の書体をもって、同一の大きさ、同一の間隔で表されているものであるから、構成全体をもって一体不可分の商標を表したものと認識される。

イ 外観・称呼・観念

上記アによれば、引用商標は、「ゲンマイサイショク」の一連の称呼のみを生ずるものである。また、観念について、「玄米と野菜などを食べる」となる意味合いを理解させる。

(3) 本件商標と引用商標との対比

ア 外観

本件商標の外観と引用商標の外観とは、構成する文字の差異等により、明らかに区別し得る。

イ 称呼

本件商標の称呼と引用商標の称呼とは、構成する音数において著しい差異を有するから、明瞭に聴別し得る。

ウ 観念

本件商標の観念と引用商標の観念とは、本件商標が特定の観念を生じない造語より成るものであるから、相紛れるおそれはない。

エ 取引の実情

市場に極めて多数の健康食品と呼ばれる商品が出回っている今日の状況において、健康食品の主たる需要者である一般の消費者は、商標の外観や観念などを意識して取引をするとみるのが相当である。そして、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念において非類似の商標であるから、本件商標を付した商品と引用商標を付した商品とを取り違えることは極めて少ないとみるべきである。

オ 小括

健康食品の主たる需要者である一般の消費者が通常有する注意力をもってすれば、本件商標と引用商標とを同一又は類似の商品について使用しても、その需要者が、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれは低く、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) 審決判断まとめ

本件商標の登録は、商標法4条1第11号に違反してされたものではないから、同法46条1項1号により無効とすることはできない。

【判 断】

1 本件商標の要部認定について

(1) 本件商標の構成につき

本件商標は、前記第2, 1のとおり、「醗酵玄米菜食ギャバ」の文字を標準文字で一連に横書きされて成るものであるところ、語の最小の意味単位からみて、本件商標が、「醗酵」「玄米」「菜食」「ギャバ」の4語から成ることは明らかである。

このうち、「醗酵」は、「酵母、細菌などの微生物が有機化合物を分解してアルコールなどを生じる作用で、酒、醤油、味噌などの製造に利用される方法」、 「玄米」は「もみ殻を除いただけで、精白していない米」、であり、いずれもその意味は広く知られるところである。そして、「菜食」については、「肉類をとらず、穀物・野菜の類のみを食べることを意味するものと認めら

れ、この点について当事者間に争いはない。また、「ギャバ」は、「ガンマアミノ酪酸（ γ -aminobutyric）」の頭文字をとった通称であるGABAの日本語読みであり（この点について当事者間に争いはない。）、血圧上昇抑制、不眠、抑うつに効果があるとされ、玄米にもこれが含まれていること、そして、健康食品その他の食品に配合される原材料として一般に使用されていることが認められる（甲5、10～14、57、58、64）。

ところで、本件商標は、9文字・13音の4語から成る冗長なものであるから、本件商標に接した需要者・取引者は、相応の意義を有する単位で区切って本件商標を観察するものと考えられる。そして、各別の語は、通常、語頭から順次隣接する語と結び付いて認識されるか否かが問題となるところ、健康食品の分野においては、玄米の一部であるその表皮（ぬか）と胚芽を主原料にして、製造工程においてこれら原材料を麹菌などで醗酵させることが一般的に行われていると認められ（甲6～9）、このことに照らすと、「醗酵」と「玄米」との結び付きは強いものといえる。また、「菜食」は食事法を意味するから、語頭からの2語（4文字）「醗酵玄米」と結び付いて「穀物である醗酵玄米のみを食べる」という意味合いから「醗酵玄米菜食」と認識されるものと解されるが、「醗酵玄米菜食」なる既成語があるわけではなく、3語（6文字）とやや冗長であることに照らすと、「醗酵玄米」と「菜食」とに分離して認識される場合もあるものというべきである（「醗酵」と「玄米菜食」との分離認識については後記(2)のとおりである。）。これに対し、「ギャバ」は特定の成分の名称であって、カタカナ文字であることから、他の語と結び付けて観察されることはないと解される。

そうすると、取引者・需要者は、本件商標が、「醗酵玄米菜食」「ギャバ」の2語、又は「醗酵玄米」「菜食」「ギャバ」の3語を結合したとの印象を受けるものと認められる。

(2) 原告の主張につき

原告は、本件商標から「玄米菜食」部分が要部として分離抽出される旨を主張する。

「玄米菜食」は、「玄米を主食、野菜等を副食とする食事法、健康法」を意味する既成語であると認められ（この点について当事者間に争いはない。）、長寿食、自然食として知られるマクロビオテックス（macrobiotics）に基づく食事法に従った食生活をするをいうものと認められ（甲59、弁論の全趣旨）、一定程度、一般に知られた語であるといえる。

しかしながら、本件商標には、まず語頭に「醗酵」との文字があり、これが「玄米」と強く結び付いているにもかかわらず、この「醗酵」を「玄米」から切り離して「菜食」に結び付けた上、9文字ある本件商標の中央の4文字のみを分離抽出することは、著しく不自然な解釈といえる。そして、「玄米菜食」が、原告の出所を示す商標として周知又は著名なものであることを認めるに足りる証拠もない（甲19～49からは、原告が、引用商標を付した商品について

て、本件商標登録出願前に13社と取引があったことが判明するだけであり、当該取引者・需要者に対し、引用商標が周知又は著名であるとは認められない。)

そうであれば、本件商標から、「玄米菜食」を要部として分離抽出して観察することはできないというべきである。

(3) 要部の認定につき

上記(1)のとおり、本件商標は、「醗酵玄米菜食」「ギャバ」の2語、又は「醗酵玄米」「菜食」「ギャバ」の3語を結合したものと見えるところ、「醗酵玄米」又は「醗酵玄米菜食」は、本件商標の指定商品との関係において、商品の原材料とその加工方法を組み合わせたもの又はその利用方法であるから、強い出所識別機能を有するものではない。また、「菜食」は、本件商標の指定商品との関係において、商品の利用方法をいうにすぎないものと把握されるから(商標の観察は、本件商標に接する取引者・需要者の観点から行うものであり、実際の商品の内容に基づくものではない。)、同じく強い出所識別機能を有するものではない。さらに、「ギャバ」は、本件商標の指定商品との関係において、商品に含有された栄養素、すなわち、商品の原材料をいうにすぎないから、同様に強い出所識別機能を有するものではない。そして、「醗酵玄米菜食」「ギャバ」の語、又は「醗酵玄米」「菜食」「ギャバ」の語は、一連に横書きされたものであり、いずれも他の部分より強調されたところはなく、「ギャバ」がカタカナ文字として区別される以外、とりわけ特徴的といえる部分も認められない。

そうすると、本件商標は、その構成全体を一体不可分のものと認めるのが相当である。

2 類否判断について

本件商標は、上記のとおり構成全体が一体不可分のものであるから、「醗酵玄米菜食ギャバ」との9文字の標準文字の外観を有し、「ハッコウ-ゲンマイ-サイショク-ギャバ」との13音の称呼を生じる。そして、上記のとおり、本件商標は、「醗酵玄米菜食」「ギャバ」の2語、又は「醗酵玄米」「菜食」「ギャバ」の3語を結合したものと見えるところ、いずれにせよ、「穀物である醗酵玄米を食べること、これにより摂取した栄養素であるギャバ」との観念を生じるものと認められる。

引用商標は、「玄米菜食」との4文字の明朝体用の外観を有し、「ゲンマイ-サイショク」との8音の称呼を生じ、「玄米を主食、野菜等を副食とする食事法、健康法」との観念を生じる。

以上からすると、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても明瞭に区別できるものである。したがって、取引者・需要者が、本件商標又は引用商標が付された商品の出所を混同するおそれは認められない。

3 まとめ

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、非類似の商標であるから、本件商標の登録は、商標法4条1項11号に違反してされたものではない。

したがって、審決の判断には、誤りはない。

結 論

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 筆者は、両商標を隔離的に観察して考えてみて、類似すると判断することができるのではないかと思った。即ち、本件商標は同一書体の同一大きさによる横一列の文字から成る標章であるのに対し、引用商標は本件商標の前記標章の中の主要部といえる「玄米菜食」を抽出した4文字から成る標章であり、その前後に付く「醗酵」や「ギャバ」は、審決理由にあるとおり、その指定商品との関係では自他商品の識別機能を有していないものであるからである。

すると、本件商標は引用商標に類似し、自他商品の誤認混同を起すおそれがあり得るから、法4条1項11号に該当する商標として、登録無効の審決になるのかと思いきや、判断はその反対の非類似の商標であるとされたのである。

審決によれば、両商標を対比観察をし、外観・称呼・観念の三要素についていずれも、区別し得る、聴別し得る、相紛れるおそれはないと認定した上、さらに、「取引の実情」の面から、一般の消費者にとっては、両商標は外観、称呼及び観念において非類似の商標であるから、各商標を付した商品を取り違えることは「極めて少ないとみるべきである。」と説示し、一般の消費者が通常有する注意力をもってすれば、同一又は類似の商品に各商標を使用しても、「その需要者が商品の出所について誤認混同を生ずるおそれは低く、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。」と小括しているのである。

そうすると、審判部が最初に認定している対比判断は一体、何のためのものだったのだろうか。それは、その後に控えている知財高裁を意識した翻意だったのだろうか。

しかしながら、前記審判が両商標を対比観察しているのは誤りで、ここは時空を超えた隔離的観察でなければならないし（対比観察は意匠の類否判断法）、また商標から商品を取り違えることは「極めて少ない」や「出所ついて誤認混同を生ずるおそれは低く」と認定していることは、取り違えがあり得ることを予想しているのであるから、例えば、60%対40%の基準で非類似と判断してよいというのだろうか。

2. ところで、特許発明や登録意匠に存在する「利用」や「抵触」（特72・意26）についての法規定が商標法にないのは、そのような商標態様は想定されないからなのだろうか。しかし、筆者は、これを商標法の欠陥であると思っている。

それは、特に既登録商標がある程度、周知になっている場合や、本件商標のように引用商標との誤認混同を起すおそれがあるかも知れないというような若干の危惧を予想しているような本件事案に対しては、商標の利用関係の存在を認め、権利行使を制限することは妥当な措置といえるからである。

3. 裁判所は、本件商標に係る長い文字標章については、全体を一連の態様と把握し、「醗酵」「玄米」「菜食」「ギャバ」の四概念による単語の一集合体とみなし、これと引用商標「玄米菜食」とは非類似の商標と判断したのだから、原告は本件商標のそのままの態様で使用しなければならない義務があるところ、もしこの四単語のうち「玄米」と「菜食」とを他の二語より大きくしたり、別書体に表現したりすれば、引用商標との抵触関係が起り、商標権侵害となるであろう。したがって、本件商標の商標権者は、その使用に当たり十分注意しなければならないことになる。

〔牛木 理一〕